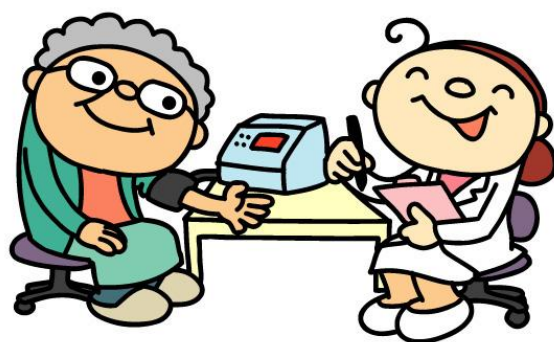


## 第5 成人保健事業



受けよう!  
健診・がん検診



元気な人間

## 1 健康診査事業

### (1) 市民健康診断

#### ア 目的

市民健康診断は、特定健康診査や後期高齢者健康診査の対象とならない市民に対して特定健康診査と同様の健康診断を実施することにより、生活習慣病等の疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって、若い世代からこれらの疾患等を予防することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進事業実施要領

#### ウ 対象

16歳以上40歳未満の市民であって、職場等において健診を受診する機会のない者

#### エ 対応者

委託先・・・(社)入間市医師会(集団健診)

#### オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、腎機能検査、血糖検査を実施する。

#### カ 実績

受診状況 単位：人

区分 年度	受診者数
21	469
22	453

#### キ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センター開設に併せて開始。

#### ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ、健診機器の入替や震災に伴う休診の影響等により、若干減少しました。若い世代からの生活習慣病等の予防に役立つ事業であるため、今後、受診者数の増加をめざして周知を図る必要があると考えます。

### (2) 肝炎ウイルス検診

#### ア 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽

減するとともに、進行を遅延させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第3号、健康増進事業実施要領、肝炎ウイルス検診等実施要領、肝炎ウイルス検診事業実施要綱（平成14年入間市告示第124号）

ウ 対象

（ア）前年度の末日までに満40歳以上の年齢に達した市民で、過去に肝炎検診又は肝炎検診に相当する検査を受診したことがない者

（イ）当該年度に受診した高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査又は特定健康診査に相当する健康診断において肝機能検査の数値に異常が見られた市民

エ 対応者

委託先・・・（社）入間市医師会（個別健診及び集団健診）

オ 内容

問診、C型肝炎ウイルス検査、HBs抗原検査

カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	内容	受診者数
21		節目検診（40歳）	16
		節目外検診（41歳以上）	248
		計	264
22		節目検診（40歳）	10
		節目外検診（41歳以上）	155
		計	165

キ 事業の経過

平成14年度からC型肝炎等緊急総合対策の一環として老人保健事業の基本健康診査の対象者に対して、基本健康診査と同時受診で5か年計画で実施。

平成19年度においても、対象者を変更し引き続き実施。

平成20年度から、医療制度改革に伴う制度改正により、基本健康診査が廃止され、単独の検診として実施。

ク まとめ

受診者数は、若干の増加がみられた前年度に比べ、一転して大幅に減少しました。今後、国、県等の取り組みも踏まえつつ、未受診者に対するより一層の周知や受診促進のための取り組みが必要と思われます。

### (3) 骨粗しょう症検診

#### ア 目的

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第2号、健康増進事業実施要領

#### ウ 対象

4月1日現在で満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

#### エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (集団健診)

#### オ 内容

問診、骨量測定

#### カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要医療
21		447	130	106	211
22		408	148	94	166

#### キ 事業の経過

平成18年度から骨粗しょう症検診を実施。

#### ク まとめ

平成18年度から開始された事業のため、市民への浸透の途上にあると思われます。受診者数は、骨粗しょう症予防への意識の高まり等により増加傾向の見られた前年度に比べ、減少しました。一層の周知を図る必要があると考えます。

### (4) 成人歯科検診

#### ア 目的

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第1号、健康増進事業実施要領

ウ 対象

4月1日現在で満40歳、50歳、60歳及び70歳の市民であって、現在、  
歯科治療を行っていない者

エ 対応者

委託先・・・入間市歯科医師会（個別健診）

オ 内容

問診、歯周組織検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	要指導	要医療
21	1,047	12.25	85	81	881
22	995	11.75	96	40	859

キ 事業の経過

平成8年度から成人歯科検診を開始。

平成9年度から対象者に60歳を追加して実施。

平成16年度から対象者に70歳を追加して実施。

ク まとめ

受診者数は、微減となった前年度に引き続き減少しました。受診者数及び受診率の回復をめざして、制度の一層の周知が必要と思われます。また、要医療となる者の割合が高く、歯周疾患予防の啓発が必要であると考えます。

(5) 人間ドック

ア 目的

任意の健診として、詳細な検査を多項目にわたり行うことにより、病気の早期発見と生活習慣病の予防及び自主健康管理に役立てることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条

ウ 対象

28歳以上の者

エ 対応者

委託先・・・(社)入間市医師会（集団健診）

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査、肺機能検査、心電図検査、眼底・眼圧検査、腹部超音波検査、胸部・胃部レントゲン撮影、便潜血検査、尿検査、骨密度測定など

## カ 実績

受診状況

単位：人

年度 \ 区分	受診者数
21	546
22	705

## キ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センター開設に併せて開始。

## ク まとめ

受診者数は、受診定員を拡大した結果、大幅に増加しました。人間ドック受診者の循環器疾患やがん等の予防に役立っていますので、今後も、受診者数の維持・増加の取り組みを継続していく必要があると考えます。

## 2 がん検診

### (1) 胃がん検診

#### ア 目的

胃がんは我が国のがんの中でも最も多くみられ、これを早期に発見し治療に結びつけることは、がん予防対策上重要な課題である。このため、胃がんを早期に発見することによって、がんの予防を図ることを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

#### ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

#### エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (集団健診)

#### オ 内容

問診、胃部エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	年齢	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他 の疾患	要精検
2 1	1 6～2 9 歳	2 6	0. 2 2	2 4	2	0
	3 0 歳以上	3, 2 2 0	5. 4 7	2, 1 3 7	9 8 1	1 0 2
	計	3, 2 4 6	4. 5 8	2, 1 6 1	9 8 3	1 0 2
2 2	1 6～2 9 歳	1 2	0. 1 0	8	4	0
	3 0 歳以上	2, 9 1 3	4. 9 0	1, 8 9 3	9 3 7	8 3
	計	2, 9 2 5	4. 0 9	1, 9 0 1	9 4 1	8 3

キ 事業の経過

昭和 4 1 年度から検診を開始。

平成 1 5 年度から埼玉県健康づくり事業団によるバス検診と健康福祉センターでの集団検診を実施。

平成 1 9 年度からバス検診を廃止し、健康福祉センターでの集団検診のみ実施。

ク まとめ

受診者数は、平年並みの水準であった前年度に比べ、健診機器の入替や震災に伴う休診の影響等により、減少しました。

近年、がん予防への意識の高まりは感じられていますので、今後も、受診率向上をめざして、未受診者に対する一層の周知が必要と思われます。

(2) 乳がん検診

ア 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。このため、乳房に発生するがんを早期に発見することを目的として実施する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第 1 9 条の 2、健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 1 項第 6 号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、女性特有のがん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

4 0 歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者うち、4 0 歳・4 5 歳・5 0 歳・5 5 歳・6 0 歳の者は、女性特有のがん検診推進事業による無料検診対象者（乳がん検診無料クーポン券等送付）

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、視診、触診、乳房エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の疾患	要精検
21		4,429	13.09	3,593	355	481
22		4,310	12.53	3,449	409	452

キ 事業の経過

昭和50年度から検診を開始。

平成5年度から個別検診を開始。

平成17年度にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、乳房エックス線検査が必須検査となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から40歳以上として実施。

平成21年度から女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の者に乳がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進。

ク まとめ

受診者数は、女性特有のがん検診推進事業の効果等により増加した前年度に比べ、減少に転じました。がん検診推進事業の継続やピンクリボン運動などへの関心の高まりなどを追い風として、引き続き周知等を通じて受診確保に努めたいと考えます。また、乳がんの自己触診の方法等、乳がん予防についての指導を充実させていく必要があると思われま。

### (3) 子宮がん検診

ア 目的

子宮がんは早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要である。子宮がん検診は、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見することを目的として実施する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、女性特有のがん検診推進事業実施要綱



ウ 対象

20歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者うち、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の者は、女性特有のがん検診推進事業による無料検診対象者（子宮がん検診無料クーポン券等送付）

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会（個別健診）

オ 内容

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診、必要に応じてコルポスコープ検査。  
問診の結果、最近6月以内に不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）、褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に引き続き子宮体部の細胞診を行う。

カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の疾患	要精検
21		5,130 (3,023)	10.69	3,389	1,666	75
22		5,569 (3,261)	11.55	3,574	1,872	123

(カッコ内 子宮体がん受診者数)

キ 事業の経過

昭和51年度から検診を開始。

平成3年度から個別検診のみに変更。

平成17年度にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、子宮体部の細胞診が選択実施となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から20歳以上として実施。

平成21年度から女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の者に子宮がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進。

ク まとめ

受診者数は、女性特有のがん検診推進事業による効果等により大幅に増加した前年度に引き続き増加しました。しかしながら、依然として子宮頸がんが増加している40歳未満の若年層の受診者数が少なく、一層の周知が必要と思われます。

#### (4) 肺がん・結核検診

##### ア 目的

肺がんは、我が国のがんによる死亡原因の1位であり、今後も増加傾向にあるものと予測されている。したがって、肺がんの予防はがん予防対策上重要な課題であり、その二次予防として、肺がんを早期に発見するために肺がん検診を実施する。

また、結核は現在なお我が国最大の感染症の一つであり、特に高齢者の結核罹患率は若年者に比して極めて高く、既感染率がほぼ半数に達することから、定期検診による結核感染を早期に発見するために、肺がん・結核検診として実施する。

##### イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2

##### ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

##### エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (個別健診及び集団健診)

##### オ 内容

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診を実施する。なお、喀痰細胞診は、問診の結果、医師が必要と認める者に対して行う。

##### カ 実績

##### 受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の 疾患	要精検
21	8,985	11.42	6,820	1,929	236
22	9,663	12.20	7,116	2,261	286

##### キ 事業の経過

結核検診として保健センター・各地区で実施されていたが、平成4年度から肺がん・結核検診として実施。

##### ク まとめ

受診者数は、増加に転じた前年度に引き続き大幅に増加しました。がん検診の中では一番受診者数が多い検診で、受診者数が9,000人を超え10,000人に迫ったこともある過去の水準を回復しつつあります。今後も受診者の増加を目指して、一層の周知を図る必要があると思います。

## (5) 大腸がん検診

### ア 目的

近年増加しつつある大腸がんは、将来がん患者数の1位を占めるものと推測されている。しかし、大腸がんは早期に発見すれば治癒し、死亡率を減少させることが可能である。このため、大腸がんを早期に発見することを目的として実施する。

### イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

### ウ 対象

30歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

### エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (個別健診及び集団健診)

### オ 内容

問診、便潜血検査

### カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の 疾患	要精検
21	6,477	9.44	6,063	—	415
22	6,532	9.42	6,119	—	413

### キ 事業の経過

平成3年から直接検査所への郵送提出方式で検診を開始。

平成4年度から保健センター、各支所・出張所にて検体を回収する方式へ変更。

平成15年度の健康福祉センター開設に伴い、センター若しくは市内指定医療機関に提出する方式に変更。

### ク まとめ

受診者数は、大幅な増加へ転じた前年度に引き続き増加しました。がん予防への意識の高まりと、検診の周知の効果がうかがえますが、受診者数が7,000人を超え8,000人に迫ったこともある過去の水準を再び上回るよう、未受診者に対するより一層の周知が必要と思われます。

## (6) 特定健康診査・後期高齢者健康診査

入間市国民健康保険及び後期高齢者医療広域連合が実施する健診を受託

実績 (センターでの受診者分のみ)

単位：人

年度 \ 区分	特定健診	後期高齢者健診
21	1,389	197
22	1,316	245

## 3 健康相談事業

### (1) 健(検)診事後相談

#### ア 目的

健(検)診結果に基づいた相談を実施し、健康状態に応じた保健指導を行うことにより、受診者の健康管理に寄与することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条、健康増進法第19条の2、  
健康増進法施行規則第4条の2第5項

#### ウ 対象

入間市民で各種健康診断及び検診を受診している者

#### エ 対応者

保健師、管理栄養士

#### オ 内容

- (ア) 健(検)診結果の見方の説明
- (イ) 健(検)診結果に応じた生活習慣改善の必要性について
- (ウ) 具体的な生活習慣改善方法について説明
- (エ) 健康づくり事業等、生活習慣改善に関する社会資源の情報提供
- (オ) 要医療者に対する受診勧奨

#### カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	来所	電話	合計
21	32	47	79
22	28	44	72

#### キ 事業の経過

昭和57年から健康相談を開始しています。

平成17年度から生活習慣病予防相談と名称を改め、生活習慣病予防のための相談に重点を置き実施しました。

平成20年度から健(検)診事後相談と名称を改め、健康診断及び検診の結果

に基づき広く相談を受ける体制を整えました。

ク まとめ

健康診断及び検診を受けた人が、健康状態に応じた受診行動や生活習慣へとつなげられるよう、結果に基づく保健指導を行いました。平成21年度に比べわずかですが件数の減少が見られます。今後、健康診断の結果を生活へ活かすという本来の健康診断の目的が市民に浸透していくよう、さらなるPRに努めて行きたいと思います。

(2) 一般健康相談

ア 目的

健康に関する不安や悩みの軽減を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

人間市民で健康に関する不安や悩みを抱える者

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

心身の健康に関する不安や悩み、医療機関や制度の紹介など  
但し、健（検）診事後相談及び栄養相談に含まれるものを除く

カ 実績

単位：人

区分 年度	来所	電話	合計
21	10	51	61
22	64	11	75

キ 事業の経過

昭和57年から健康相談を開始しています。

平成20年度から健（検）診事後相談、栄養相談、一般健康相談と、相談内容により分類し掲載しました。

ク まとめ

平成21年度より件数の増加が見られます。

相談内容の多様性が目立ち、個別の問題に合せた相談を求める傾向が見られます。相談の不安や悩みの軽減を実現するために、より身近な相談体制が取れるよう一層の充実を図っていきます。

### (3) 栄養相談

#### ア 目的

食生活の見直しを希望する人に対して、個別に栄養指導することにより、適切な食生活が習得できるよう援助する。

#### イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

#### ウ 対象

栄養（食事）について相談したい者

#### エ 対応者

管理栄養士

#### オ 内容

健康、主に栄養・食事について、具体的な指導及び助言を行う

#### カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	来所	電話	合計
21	21	10	31
22	15	11	26

#### キ 事業の経過

昭和63年度から病態別栄養相談として事業を開始しました。

平成16年度から、相談者の利便性を重視し、日程を固定せず、より柔軟な相談体制への改善と充実を図りました。

平成20年度から、結果に基づく栄養相談は健(検)診事後相談として計上し、さらに、実績の区分を変更し掲載しました。

#### ク まとめ

乳幼児期から高齢者まで幅広い世代の相談があり、また、相談内容も身近な食事の困りごとといった内容から栄養指導を求めるものまで多様性が目立ちます。

今後も、市民一人ひとりの相談に丁寧に対応し、栄養・食事についての具体的な指導が行えるようより一層の充実を図っていきます。

## 4 健康指導事業

### (1) 市民健康診断後保健指導

#### ア 目的

市民健康診断受診者のうち、メタボリックシンドロームの危険性が高い者に対し、健康状態に応じて保健指導を実施し、参加者の健康管理に寄与することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

市民健康診断の結果及び質問票から、内臓脂肪蓄積のリスク及び追加リスクがある者

※特定保健指導対象者の選定・階層化基準に準ずる

但し、服薬の有無は問わない

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

保健師・管理栄養士による相談及び保健指導、希望者に対して測定（血管年齢測定、腹囲測定）

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加者数
21		9
22		7

キ 事業の経過

平成20年度から、特定健康診査の開始に伴い保健指導の利用機会のない40歳未満の市民健康診断受診後の市民を対象に市民健康診断後保健指導を開始しました。

ク まとめ

継続的なプログラムは希望者のみとし、健診結果の理解と生活習慣の見直しに重点を置いた保健指導を行うため、結果返却時に保健指導を実施しました。今後の健康診断の結果を把握し、保健指導の効果を確認していきたいと思えます。

対象者自体が少ない事業ですが、生活習慣病予防は若いうちからの取り組みが重要なため、必要な方に確実な指導ができるよう、今後さらに方法等を検討していきます。

## (2) 骨粗しょう症検診事後指導

ア 目的

骨粗しょう症検診受診者に、検診結果に基づいた生活指導を実施することにより、健康管理に寄与し、ひいては骨折を契機として発生する要介護者の発生を防止することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

骨粗しょう症検診を受診した者

(骨粗しょう症検診対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性であって、職場等において検診を受診する機会のない者)

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

(ア) 受診者全員に対して、結果の見方を説明する。

(イ) 問診により生活習慣改善の必要性を認められた方に対して生活指導を実施する。

(ウ) 要精検者、問診により脆弱性骨折が疑われる方及びその他必要な方に対して医療機関への受診勧奨を実施する。

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加者数
21		447
22		408

※骨粗しょう症検診受診者全員に事後指導を実施しています。

キ 事業の経過

平成18年度から、骨粗しょう症検診及び事後指導を実施しています。

ク まとめ

骨粗しょう症検診終了後、引き続き事後指導を実施することにより、受診者の意識が高い段階で、検診結果に基づいた生活指導を実施することができました。

今後、さらに骨粗しょう症の早期の予防の効果を訴え、検診の周知を図っていきたいと思います。

(3) 乳がん保健指導

ア 目的

乳がんに関する保健師指導を行うことにより、乳がんの予防及び早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

入間市民で、入間市が実施する乳がん検診申込者及び入間市健康福祉センターで実施した人間ドック婦人科オプション検査を受診した者



エ 対応者

保健師

オ 内容

(ア) 乳がんについての講義

(イ) 乳がん自己検診法の実技指導

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加者数
21		854
22		740

キ 事業の経過

平成20年度から実施しました。

ク まとめ

乳がんの患者数の増加や参加者の反応から、ニーズの高さがうかがえます。実施から3年が経過し、毎年聞いているからと保健指導に参加しない方がいる中で、定期的に自己検診を実施していないと答える方も見られ、今後、実施方法や内容等を検討していきたいと思えます。また、乳がんの個別検診受診者の保健指導参加率は著しく低いため、さらなるPRに努めていきたいと思えます。

#### (4) 特定保健指導

入間市国民健康保険が実施する特定保健指導を実施

実績

単位：人

年度	区分	積極的支援	動機付け支援
21		16	205
22		14	98

## 5 感染症対策事業

### (1) 感染症対策事業

ア 目的

感染症発生の予防及び緊急的に発生した感染症のまん延防止を図る。

イ 根拠・関連法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条

## ウ 内容

感染症対策の主管である県（保健所）の窓口として、又は市独自で、SARSや新型インフルエンザ等新種の感染症に関する情報収集と、エイズ、結核、インフルエンザ、食中毒について広報するま及びHP等を通じて普及啓発を実施する。

感染症発生時の消毒作業などを保健所の指示に基づき実施する。

感染症対策に必要な物品を整備する。

## エ まとめ

平成19年度及び20年度は、大規模な感染症の発生はありませんでした。平成21年度に新型インフルエンザが発生したことに伴い、感染症対策に必要な物品を見直しました。今後も県（保健所）との連携のもと、感染症の予防啓発や感染症罹患者が発生した場合にはまん延防止に向け迅速な対応を行えるようにしていきます。